

## 吹田市中学校運動場ナイター施設開放事業実施要領

### 1 目的

中学校運動場ナイター施設開放事業（以下「開放事業」という。）は、ナイター施設を設置する中学校の運動場を開放し、地域住民、特に勤労者が、夜間においてスポーツ活動に参加する機会を確保することにより、市民の体力づくり及び健康の増進を図るとともに、体育・スポーツの振興と明るい市民社会の形成に資することを目的とする。

### 2 事業の実施

開放事業は、次に掲げる中学校において実施する。

- (1) 吹田市立第二中学校
- (2) 吹田市立第五中学校
- (3) 吹田市立佐井寺中学校
- (4) 吹田市立豊津中学校
- (5) 吹田市立豊津西中学校
- (6) 吹田市立山田東中学校
- (7) 吹田市立千里丘中学校

### 3 開放期間等

- (1) 開放事業の実施期間は、毎年度、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 開放事業の実施時間は、次の表のとおりとする。

中学校	実施時間
第二中学校	午後7時から午後9時まで（6月から9月までの期間は、午後7時30分から午後9時30分まで）。ただし、日曜日及び休日にあつては、午後6時から午後9時までとする。
第五中学校	午後7時から午後10時まで
佐井寺中学校	午後7時から午後9時まで（6月から9月までの期間は、午後7時30分から午後9時30分まで）。ただし、日曜日及び休日にあつては、午後6時から午後9時までとする。
豊津中学校	午後7時から午後9時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後6時から午後9時までとする。
豊津西中学校	午後7時から午後9時まで（6月から9月までの期間は、午後7時30分から午後9時30分まで）。ただし、日曜日及び休日にあつては、午後6時から午後9時までとする。
山田東中学校	午後7時から午後9時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日にあつては、午後6時から午後9時までとする。
千里丘中学校	午後7時30分から午後9時30分まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午後6時から午後9時までとする。

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(3) 開放事業の実施時間が午後6時から午後9時までである場合のナイター施設の点灯開始時刻は、次のとおりとする。

ア 4月1日から同月30日まで、8月16日から同月31日まで及び9月1日から翌年3月31日までの各期間 午後6時

イ 5月1日から同月31日まで及び8月1日から同月15日までの各期間 午後6時30分

ウ 6月1日から7月31日までの期間 午後7時

#### 4 事業の委託

市長は、開放事業を、中学校ナイター開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託して実施するものとする。

#### 5 業務内容

運営委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 開放するナイター施設を設置した運動場（以下「開放施設」という。）の使用についての学校との調整

(2) 開放施設の使用についての利用団体間の調整（抽選会の開催等）

(3) 開放施設、備品及び体育用具の点検等

(4) 開放事業に係る事務

ア 中学校運動場ナイター施設開放事業利用団体届のとりまとめ及び提出

イ 中学校使用許可申請書（運営委員会控分）の受領

ウ 契約時に、事業計画書、収支計画書及び役員名簿の作成及び提出

エ 日常業務に係る業務日誌等の作成及び提出

オ 事業終了後、事業報告書、収支報告書及び精算書の作成及び提出

(5) 管理指導員の指導

(6) 利用団体及び吹田市との連絡調整

#### 6 運営委員会の構成

運営委員会は、自治会役員、スポーツ推進委員、社会体育リーダー、青少年指導員、体育団体役員、当該学校教職員、PTA役員、利用団体代表等で構成するものとする。

#### 7 運営委員会が留意すべき事項

運営委員会は、次に掲げる事項に留意して、開放事業を実施するものとする。

(1) 年度当初に、学校側と協議を行い、学校施設の実情に応じて、実施するスポーツ種目、開放する日時等に関する利用計画、運営計画等を定めること。

(2) 使用の申請方法は、利用団体に明確に示し、公平な方法で使用の日時等を定めること。

- (3) 学校行事等のために使用の取消し及び変更を行うことがあることを、事前に利用団体に了承させること。
- (4) 開放施設の利用方法等について、一般住民に周知徹底するように配慮すること。

## 8 利用団体

利用団体は、次に掲げる要件を満たす団体とし、利用の優先順位は、一般(中学生以下を除く)で構成する団体、主に中学生で構成する団体の順序とする。

- (1) 構成員の過半数が地域住民である団体、社会教育関係団体その他市長が適当と認める団体。ただし、営利を目的とする団体及び政治活動又は宗教活動を行う団体を除く。
- (2) 前号の地域住民は、次の表の中学校の欄に掲げる中学校ごとに、同表の小学校の欄に定める小学校の校区内の住民とする。

中学校	小学校
第二中学校	千里第一小学校、岸部第一小学校、岸部第二小学校及び片山小学校
第五中学校	吹田第一小学校、吹田第三小学校、吹田第六小学校及び吹田東小学校
佐井寺中学校	千里第二小学校、千里第三小学校、千里新田小学校、佐井寺小学校及び東佐井寺小学校
豊津中学校	吹田第二小学校、豊津第一小学校、吹田南小学校及び山手小学校
豊津西中学校	豊津第二小学校及び江坂大池小学校
山田東中学校	山田第一小学校、山田第三小学校、西山田小学校、北山田小学校及び千里ニュータウン地区小学校(佐竹台、高野台、藤白台、青山台、桃山台、千里たけみ、津雲台、古江台)
千里丘中学校	山田第二小学校、山田第五小学校、東山田小学校、南山田小学校及び千里丘北小学校

### 備考

山田東中学校の利用団体が軟式野球を行う場合は千里丘中学校を使用することとし、豊津西中学校の利用団体が軟式野球を行う場合は豊津中学校を使用することとする。

- (3) 主に中学生で構成する団体にあっては、次に掲げる要件を満たす団体。
- ア 成人が代表者であること。
- イ 責任ある指導者(成人)の下に活動する団体であること。
- ウ 構成員は、スポーツ保険等に加入すること。

## 9 利用団体の特例

前項に規定する団体による利用調整後、なお利用の空きがある場合に限り、次に掲げる団体の利用を認めるものとする。

- (1) 地域住民が構成員の半数以下の団体。
- (2) 主に小学生で構成する団体。次に掲げる要件を満たす団体で、前項第2号に規定する団体を優先とする。
  - ア 成人が代表者であること。
  - イ 責任ある指導者(成人)の下に活動する団体であること。
  - ウ 構成員は、スポーツ保険等に加入すること。

## 10 利用団体の届出

開放事業を利用しようとする団体は、毎年度、市長が指定する期日までに、中学校運動場ナイター施設開放事業利用団体届を運営委員会を経由して、市長に提出しなければならない。構成員に中学生、小学生を含む団体にあつては、参加承諾書を運営委員会に提出しなければならない。

## 11 使用の申請

開放施設を使用しようとする利用団体は、市長及び教育委員会が指定する期日までに、中学校運動場ナイター施設使用許可申請書を市長及び教育委員会に提出しなければならない。

## 12 使用料

開放施設の使用の許可を受けた利用団体は、吹田市立学校運動場ナイター施設使用料条例の規定に基づき、ナイター施設の使用料を納付しなければならない。

## 13 管理指導員

開放事業を実施するときは、管理指導員を配置する。

## 14 利用団体が守るべき事項等

利用団体は、吹田市立学校運動場ナイター施設に関する規則に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用団体は、開放施設の使用終了時に、使用した施設又は器具等を原状に復さなければならない。
- (2) 利用団体は、施設、用具等を破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (3) 開放施設の使用中に生じた事故については、利用団体の責任で処理するものとし、吹田市、吹田市教育委員会、及び当該学校は、その責任を負わないものとする。

## 15 書類等の様式

この要領に規定する書類等の様式は、文化スポーツ推進室長が定める。

## 16 施行期日

この要領は、令和3年7月1日から施行する。